

別記様式（第5条関係）

使 用 料	前 納
納 入 時 期	後 納

館 長	副館長	課 長	係 長	担当者

徳島県立図書館利用許可申請書				※受付番号			
徳島県知事 殿 次のとおり利用したいから申請します。							
申請年月日	年 月 日		※許可年月日	年 月 日			
申 請 者	住 所 〒					※ 区 分	一 般
	氏 名						営 利
	電 話						
利用の目的 (行事の名称)		利用(入場) 予 定 人 員	人	入場料等の額 (1人につき)	円		
利用しようとする施設等	利 用 の 日 時					※使用料の額	
	年 月 日 () 時 分～ 時 分					円	
	年 月 日 () 時 分～ 時 分					円	
	年 月 日 () 時 分～ 時 分					円	
	年 月 日 () 時 分～ 時 分					円	
	年 月 日 () 時 分～ 時 分					円	
	年 月 日 () 時 分～ 時 分					円	
	年 月 日 () 時 分～ 時 分					円	
※ 備 考	○本番の開始時刻					計	円
	○設営・撤去も含めて「利用の日時」内に収まるか：						
	○入場対象者は：(関係者のみ or 一般入場可)						
	○広報希望：(HP)						
	○利用施設：当施設のみ・その他施設も使用 ()						

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

申請には次の書類が必要です

- ① 申請書
- ② 行事等の企画書
- ③ 収支計画書（入場料を徴収する場合）

申請書の記載例

★ 白抜きの箇所に必要事項をご記入ください。

別記様式（第5条関係）

使用料 納入時期	前納 後納	館長	副館長		担当

徳島県立図書館利用許可申請書		※受付番号			
徳島県知事 殿 次のとおり利用したいから申請します。					
申請年月日	令和4年4月1日	※許可年月日	年 月 日		
申請者	住所 徳島市万代町1-1		※区分	一般	
	氏名 徳島太郎				
	電話 088-668-3636 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載してください。）			営利	
利用の目的 （行事の名称）	読書に関する 研究会	利用（入場） 予定人員	30人	入場料等の額 （1人につき）	200円
利用しようとする施設等	利用の日時			※使用料の額	
集会室1	令和4年5月1日（木） 9時30分～12時30分			円	
集会室2	令和4年5月1日（木） 13時00分～17時00分			円	
集会室2	令和4年5月2日（金） 9時30分～17時00分			円	
プロジェクター	令和4年5月2日（金） 9時30分～17時00分			円	
	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分			円	
※備考				計	円

注意事項 ※印の欄には、記入しないこと。

使 用 辞 退 届

年 月 日付けで許可を受けた貴館施設の利用については、当方の事情により辞退します。

利用許可を受けた施設及び利用の日時

施 設	利 用 の 日 時
	年 月 日 () 時 分～ 時 分

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

印

*使用日の21日前までに辞退の申し出があれば、既納の使用料の半額をお返しします。その場合は振込先をご記入ください。

○ 還付金振込先口座

銀行

支店

預金種目 ()

口座番号 ()

口座名義 (カタカナ) ()

徳島県立図書館利用許可対象施設等管理要綱

（趣旨）

第一条 この要綱は、徳島県立図書館管理規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、徳島県立図書館長（以下「館長」という。）が利用を許可する施設又は用具（以下「施設等」という。）の適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（利用範囲）

第二条 施設等は、次の各号に該当する場合に利用することができる。

- 一 読書に関する講座等文化的教養を高める活動に利用する場合
- 二 精神的豊かさや心のゆとりを指向する文化活動に利用する場合
- 三 文化の森の各施設が主催する事業に利用する場合

（利用期間）

第三条 一回の利用における利用期間は原則として三日以内とする。

2 館長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、延長して利用することができる。

（申請期間）

第四条 規則第五条に定める利用許可申請書の提出は、利用しようとする日の前日から起算して三月前の日から十四日前までに提出するものとする。ただし、館長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用許可の通知等）

第五条 規則第六条の通知は、徳島県立図書館施設等利用許可書（別記様式）によるものとする。

（使用料の還付）

第六条 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則の第四条の規定に基づき、次の各号の一に該当する場合は当該各号に掲げる区分に応じ、その全部又は一部を還付する。

- 一 利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなくなったときは既納の使用料の全額を還付する。
- 二 施設については、利用日の前日から起算して二十一日前までに、利用者が規則第八条による届出をしたとき既納の使用料の額に 50/100 を乗じて得た額を還付する。
- 三 用具については、利用者が規則第八条による届出をしたとき既納の使用料の全額を還付する。

（利用者の遵守事項）

第七条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用の権利を他の者に譲渡又は転貸しないこと
- 二 許可を受けた利用目的以外に利用しないこと
- 三 飲食物の提供を行わないこと
- 四 指定場所以外では喫煙しないこと
- 五 利用後は責任を持って原状回復すること
- 六 施設等を破損もしくは紛失し原状回復が困難なときは弁償すること

- 七 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと
- 八 その他館長が指示する事項

(補足)

第八条 この要綱に定めるもののほか、施設等の管理に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年六月一部改正）

この要綱は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日一部改正）

この要綱は、令和四年四月一日から施行する。